

第9章 準備書についての意見と事業者の見解

9.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

9.1.1 準備書の公告及び縦覧

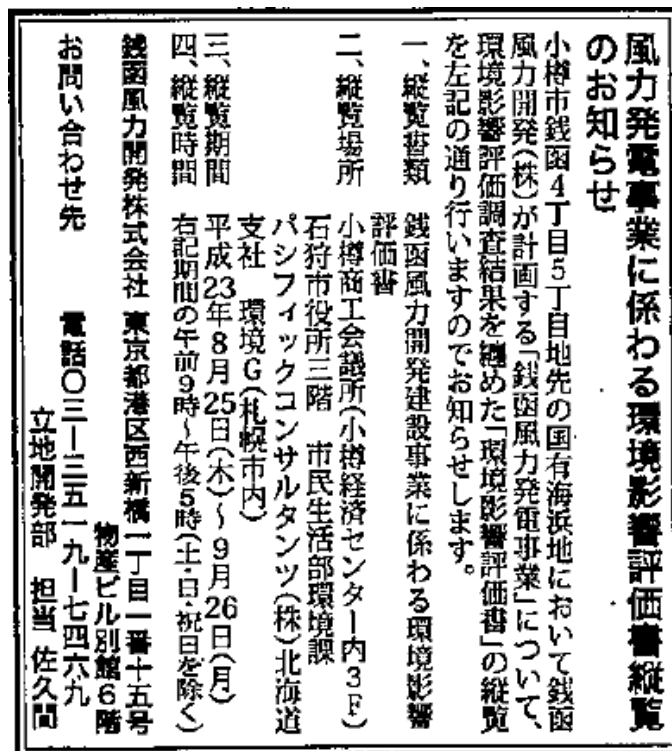
準備書に関する縦覧を実施し、地域への情報提供に努めた。縦覧の実施概要は第 9.1-1 表のとおりである。

縦覧の内容については、北海道新聞の朝刊へ公告を実施した。その掲載内容は第 9.1-1 図のとおりである。

なお、本案件は自主アセスとして評価書の縦覧まで進んだ案件で、経過措置案件として評価書を準備書と位置づけている。

第 9.1-1 表 縦覧の実施概要

項目	内容
縦覧期間	平成 23 年 8 月 25 日(木)～平成 23 年 9 月 26 日(月)
縦覧場所	小樽商工会議所・石狩市役所市民生活部環境課・パシフィックコンサルタンツ北海道支社



第 9.1-1 図 「北海道新聞の朝刊」における掲載内容

9.1.2 準備書についての意見の概要及び事業者の見解

準備書について、前項で述べたように自主アセスで評価書として縦覧していたので、住民等からの意見は受けつけていなかった。

9.2 準備書についての北海道知事の意見及び事業者の見解

準備書についての北海道知事の意見及び事業者の見解は、第 9.2-1 表のとおりである。

第 9.2-1 表 (1) 北海道知事の意見及び事業者の見解

北海道知事意見の内容	事業者の見解
<p>(全般的事項)</p> <p>1 評価書の作成に当たっては、「発電所の設置又は変更の工事に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 10 年通商産業省令第 54 号。以下「発電所主務省令」という。)及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」(平成 24 年 6 月 6 日経済産業省資源エネルギー庁長官)を踏まえるとともに、地域特性に十分配慮すること。</p>	<p>1 地域特性を踏まえつつ、主務省令及び「風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱」に準拠した評価書を作成してまいります。</p>
<p>2 環境影響評価の項目及び調査の手法の選定については、発電所主務省令別表第 5 及び別表第 10 に基づき、その選定した理由及び選定しなかった理由について具体的に記載すること。その上で、大気質、騒音、水質、動植物等について必要な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p> <p>また、対象事業実施区域は、北海道自然環境保全指針(平成元年 7 月)において、「すぐれた自然地域：石狩海岸」として抽出されており、この構成要素として極めて重要なカシワ林やエゾアカヤマアリ、キタハウネンエビなどに着目し、必要な調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>2 主務省令に基づき環境影響評価項目及び調査手法を選定するとともに、その理由についても評価書に具体的に記載いたします。</p> <p>キタハウネンエビについては生息状況に関する追加調査を実施します。カシワ林については、改変を回避いたしました。キタハウネンエビ及びエゾアカヤマアリについては、環境保全措置を検討し、評価いたしました。</p>
<p>3 風力発電施設、変電施設、現場事務所、蓄電設備、取付道路、土捨場などの設置に伴う土地の改変場所や面積を具体的に示した上で、対象事業実施区域を設定し、工事の期間、工程、建設工事における使用資機材並びに作業車両の種類、規格、台数及び通行経路について評価書に記載すること。併せて、施設・設備の構造、仕様書の詳細についても評価書に記載すること。</p>	<p>3 ご指摘の事業計画並びに工事計画の詳細については、いずれも評価書に記載いたしました。</p>
<p>4 工事の実施に伴う影響要因については、発電所主務省令別表第 5 に基づき工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働、造成等の施工による一時的な影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>4 工事用車両については、ピーク時で 150 台/日(15 台/時間程度)であり、国道 337 号の交通量と比較しても変動誤差の範囲と考えています。国道 337 号から工事区域までの沿道には保全対象はないこと、ピーク時は最大で 15 日程度と一時的であり、それ以外では 20 台/日程度と規模的にも小さいこと等から、影響はほとんどないものと考え評価項目としては選定しません。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う影響についても、周辺の居住地域までは 1km 以上離れていることから、影響はほとんどないものと考え評価項目としては選定しません。</p> <p>一方で、地形・地質に係る造成等の施工による一時的な影響については、風力発電設備や管理用道路等が砂の堆積に及ぼす影響を再予測した上で、環境保全措置についても検討し、その結果を評価書に記載いたします。また、水の濁りについても評価項目として選定し、沈砂池等の濁水対策を具体的に示すようにいたしました。</p>

第 9.2-1 表 (2) 北海道知事の意見及び事業者の見解

北海道知事意見の内容	事業者の見解
5 既に稼働している他の風力発電施設についての課題や対応策などに関する情報を可能な範囲内で収集し、その結果を評価に活かすよう努めること。	5 他の風力発電施設に関する情報を収集し、環境保全措置などの対策を本事業に活かすことで環境の保全に役立てました。
6 事後調査の内容が十分ではないことから、発電所主務省令第 17 条に基づき再検討を行い、評価書に記載すること。	6 主務省令に従い、事後調査の必要性を再検討の上、その結果を評価書に記載いたしました。
7 評価書の作成に当たっては、提出された意見を十分に検討するとともに、各種データや評価の根拠となる数値等を具体的に記載するなど、分かりやすい内容となるよう努めること。	7 これまでに頂戴した意見を可能な限り評価書に反映するとともに、調査、予測、評価の結果については、その根拠を具体的に示しました。
8 事業計画や環境調査、工事内容等に関する情報については、地域の意向を十分踏まえて地域住民や小樽市、石狩市、札幌市に対し、積極的に情報公開や説明に努めること。	8 評価書に記載していく内容については、地域住民に積極的に公開してまいります。
(個別事項)	
1 大気環境	1
①風力発電機の騒音・低周波音の環境保全措置については、稼働時間や設置場所などを含め、影響が回避・低減されているかどうかについて再検討し、その結果を評価書に記載すること。	①風車の配置等による騒音及び低周波音の影響の変化量について予測を行うとともに、環境保全措置を講じることによる評価を評価書に記載いたしました。
②低周波音の影響はないとしているが一部の地点で現況からの増加が認められる。低周波音に係る最新の知見を踏まえ、その増加分を回避・低減するために必要な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。	②低周波音に関する環境保全措置を評価書に記載いたしました。
③騒音・低周波音の事後調査については、調査期間は騒音・低周波音の影響を適切に把握できるよう考慮して設定しているが、具体的に評価書に記載すること。	③主務省令に従い、事後調査の内容を可能な限り具体的に記載するようにいたしました。
2 鳥類	2
①地域を特徴づける生態系における注目種・群集の選定に当たっては、上位性の基準を満たすアカモズを注目種として再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	①アカモズについて追加調査を実施し、生態系の評価を行い、評価書に記載いたしました。
②トウネン、アジサシ、アオアシシギなどの渉禽類や渡り鳥についてのバードストライクの評価が十分ではないことから、最新の科学的知見を基に客観的かつ定量的な予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	②最新の科学的知見に基づき、定量的に衝突確率を予測し、その結果を評価書に記載いたします。
③供用後の風車に対するバードストライクについては、影響が確認された際には予防策の検討を行うとしているが、稼働時間の調整など具体的な予防策の内容を評価書に記載すること。	③事後調査の結果より、バードストライク及びバットストライクの懸念が著しく生じると判断したときには、専門家の指導や助言を得てさらなる効果的な環境保全措置を検討することとする。

第 9.2-1 表 (3) 北海道知事の意見及び事業者の見解

北海道知事意見の内容	事業者の見解
<p>3 動物</p> <p>①すぐれた自然地域(石狩海岸)の要素であるキタホウネンエビについて、調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>3</p> <p>①キタホウネンエビについて追加調査を実施し、環境保全措置を評価書に記載いたしました。</p>
<p>②同じくエゾアカヤマアリについて、予測・評価を行い評価書に記載すること。併せて、その踏査ルートや巣穴調査図の詳細を評価書に記載すること。</p>	<p>②エゾアカヤマアリについて、生態系において評価を行い、その結果を評価書に記載いたしました。</p>
<p>4 植物</p> <p>①植生の回復に当たっては、郷土性の高い種苗を植栽するとしているが、具体的な種名を評価書に記載すること。</p>	<p>4</p> <p>①植生の回復に当たって、用いる予定である在来種の種名を評価書に記載いたしました。</p>
<p>②取付道路などの設置に伴う侵略的外来種による影響について調査・予測・評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>②特定外来生物外来種を対象とした調査を実施し、調査結果について評価書に記載いたしました。</p>
<p>5 湖沼</p> <p>風力発電施設の基礎工事については、一般的に採用されている土壌・地下水・排水などに影響が生じることがない工法を採用するとしているが、三日月湖への影響が評価されていない。再評価を行い、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>5</p> <p>三日月湖への影響として、地下水(水位及び水質)を評価項目として追加し、調査、予測及び評価の結果を評価書に記載いたしました。</p>
<p>6 景観</p> <p>事後調査項目に景観を追加し、風車の設置や地形の改変による周辺環境への影響を調査することとし、これを評価書に記載すること。</p>	<p>6</p> <p>景観に係る事後調査の内容を評価書に記載いたしました。</p>
<p>7 その他</p> <p>①発電所主務省令第8条に基づき有識者の助言内容と専門分野を評価書に記載すること。</p>	<p>7</p> <p>①有識者の助言内容及び専門分野を評価書に記載いたしました。</p>
<p>②発電所主務省令第17条に基づき、事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針を評価書に具体的に記載すること。</p>	<p>②事後調査の内容を具体的に記載するとともに、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針についても評価書に記載いたしました。</p>
<p>③事業の実施に当たっては、関係法令を遵守することはもとより、環境影響評価の結果を踏まえて環境保全についての適切な配慮を行うこと。</p>	<p>③関係法令を遵守し、環境保全に努めながら事業化を進めてまいります。</p>